

令和4年1月28日

## 第20回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 20 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 28 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 発議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
  - 日程第 3 議案第 57 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 58 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 59 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 60 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 62 号 農用地利用配分計画案の決定について
  - 日程第 4 報告第 10 号 農地法の届出通知等について  
報告第 11 号 長岡市農業委員会規程の一部改正について
- 4 出席委員 (23 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (1 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
  - 事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、  
農地係長 今坂 康雄、主事 原 成実、主事 土田 まりあ  
主事 山際 賢也

開 会（午後 1 時 55 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。  
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、高橋会長から  
議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより第 20 回農業委員会総会を始めます。

欠席届が議席番号 10 番、千野俊輔委員より提出されておりますが、長  
岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしており、会  
議が成立していることを報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について  
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。私において、7番、粉川一夫委員、11番、安達隆幸委員を指名しますので、よろしくお願ひします。
- 日程第 2 発議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議  
議長 日程第 2、発議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題とします。  
粉川会長職務代理より説明を求めます。  
粉川会長職務代理者 それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、案文を朗読いたします。  
(議案書の決議文を読み上げ)  
以上です。  
よろしくご審議をお願いいたします。  
議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)  
議長 ありませんの声が聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
発議第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
議長 異議なしの声が聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
- 日程第 3 議案第 57 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議長 日程第 3、議案第 57 号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。  
今坂係長 ご説明申し上げます。  
議案書の 5 ページから 7 ページをご覧ください。  
今月の 3 条許可申請は 15 件でございます。  
1 番から 11 番は売買による所有権移転、12 番から 15 番は贈与による所

有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり  
ます。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしており  
ます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲がございます。

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第57号 農地法第3条の許可申請について、許可することに異議  
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたし  
ます。

議案第58号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第58号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議  
題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域の1件であります。

1番、不動沢の畑について、石油及び天然ガス採取施設敷地として一  
時転用する許可を受けておりましたが、このたび期間を令和14年2月  
29日まで延長するものであります。

本案件については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事  
業計画の変更については妥当なものとは判断いたします。ご審議のほどよ  
ろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。  
それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
議案第58号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。  
それでは、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第59号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第59号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

今坂係長 議案書11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、三島地域2件、川口地域1件の計3件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において1月19日までに現地確認を実施しております。

1番、西川口の田について、住宅建築敷地として利用するものであります。議案資料11ページに経過説明を掲載しております。申請地は西川口集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番と3番につきましては同一の計画になりますので、一括してご説明をいたします。三島新保の田についてであります。貸駐車場敷地として利用するものであります。議案資料12ページに経過説明を掲載しております。申請地は土地区画整理事業の施行された区域内にあり、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第59号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議  
ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いた  
します。

議案第60号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第60号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書13ページと14ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域2件、与板地域6件の計8件でござ  
います。

1番と2番は同一の計画になりますので、一括して説明いたします。  
高瀬町の畑についてです。資材置場敷地として利用するために売買によ  
る所有権移転をするものです。工期は、令和4年3月20日から令和4年  
4月20日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一  
団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものでありますが、転用  
目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できる  
ものであります。

3番から8番は同一の計画になります。一括してご説明をいたします。  
与板町与板の田についてであります。こども園建築敷地として利用する  
ために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和4年4月10日  
から令和6年3月31日までの計画であります。申請地は10ヘクタール以  
上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものであり  
ますが、土地収用法の事業認定を受けていることから、例外的に許可で  
きるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、  
開発行為の許可も必要となります。なお、本案件につきましては、昨年  
6月の総会において、土地収用法の事業認定申請の際の意見照会に対し、  
異議なしと意見決定をした案件でございます。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第60号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第61号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第61号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配布させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の17ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で5件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が1件、賃借権移転が3件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは26件の申出がありました。内容につきましては、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が25件、使用貸借権設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは11件の申出がありました。内容については、全て新規と

なります。権利関係は、賃借権設定が10件、使用貸借権設定が1件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計42件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第61号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの聲が聞こえます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第62号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第62号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

議案書の21ページから28ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

このたびは53件の申出があり、内容については、賃借権の移転が42件、使用貸借権の移転が11件となっています。

これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会において、それぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し



付けることとなります。

当該案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長                    それでは、審議に入ります。  
                          ただいまの説明に質問、意見はございませんでしょうか。  
                          （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                    ありませんの聲が聞こえます。  
                          それでは、質問、意見がございませんので、採決に入ります。  
                          議案第62号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。  
                          （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしの聲が聞こえます。  
                          それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 4            報告第10号      農地法の届出通知等について

議長                    日程第4、報告第10号 農地法の届出通知等についてを議題とします。  
事務局の報告を求めます。

今坂係長            農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

                          4条の届出について1件を30ページに、5条の届出について10件を31ページ、32ページに、農地法の適用を受けない事実確認7件を33ページ、34ページに、18条合意解約について9件を35ページ、36ページに、利用権解約について108件を37ページから54ページに、中間管理権の解約について12件を55ページ、56ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

                          以上であります。

議長                    報告事項でございます。

報告第11号        長岡市農業委員会規程の一部改正について

議長                    報告第11号 長岡市農業委員会規程の一部改正についてを議題とします。

事務局の報告を求めます。

広田次長

長岡市農業委員会規程の一部改正についてご報告いたします。

本規程は、農業委員会の円滑な運営のために必要な事項を定めたものです。

議案書の57ページ、58ページをお開きください。58ページには、規程の改正案が新旧対照表方式で掲載してございます。

58ページをご覧ください。改正は、第7条第1項の運営委員会について行うものです。運営委員会は委員会の運営について重要な事項を協議するために設置された機関ではありますが、会長は農業委員会法第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者、いわゆる中立委員を運営委員に加えることができるとするものです。

改正後の規程は、公開の日から施行するものであります。

以上でございます。

議長

報告事項でございます。

以上をもちまして議事の全てが終了いたしました。

今ほど一部改正についての報告がありましたが、長岡市農業委員会規程により、中立委員である堀委員を運営委員に加えることといたします。

堀委員、ごあいさつをお願いします。

堀 徳太郎委員（あいさつ）

議長

これをもちまして第20回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時17分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年1月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	出	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	出	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">23</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>人</td> <td>粉川一夫</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	23	人	議事録署名委員		欠席委員	人	1	人	粉川一夫	委員	計		24	人	安達隆幸	委員
出席委員	人	23	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	1	人	粉川一夫	委員																		
計		24	人	安達隆幸	委員																		